

# 施設使用料算定・減免基準

平成31年1月

若狭町

## 第1 基本的な考え方

### はじめに

本町では、平成30年3月に策定した若狭町行財政改革プランに基づき、平成30年度から行財政改革に取り組んでいるところです。同プランの中で、公共施設の使用料についても「受益者負担の観点から見直しを実施」することとされています。

施設使用料については、施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保するとともに、使用料の積算根拠を明確にし、透明性を確保する必要があります。平成30年度において、施設使用料を利用者にわかりやすい体系に見直すとともに、使用料の減額基準及び免除基準についてもこの規定により整理し、平成31年4月から施設使用料の適正な徴収を実施していくこととします。

また、施設使用料は「受益者負担の原則」の観点から、利用者に等しく負担していただくことが原則であります。障害者等の社会的弱者への配慮やまちづくりに関連する観光や教育文化、スポーツの振興といった政策的で特例的な措置として、真にやむを得ないものに限定して、施設使用料の全部又は一部を免除することとします。

今回の施設使用料の算定基準については、平成27年2月の若狭町施設使用料適正化検討委員会の中間報告を基礎としています。

#### (1) 受益者負担の原則（公平化）

使用料については、施設を利用される方に、その利用の対価として一定の負担を求めるものですが、使用料が施設の維持管理費を下回る場合、不足分は公費（税金）で賄うため、施設を利用されない方にも費用の負担を課すこととなり、町民全体の負担となります。

施設を利用される方（受益者）と利用されない方との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料を設定します。

ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質（公共性の強弱）に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定します。

#### (2) 使用料算定方法の明確化（透明化）

応分の負担を求める受益者や町民の皆様に分かりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式等を定め透明性を確保していきます。

### **(3) 政策推進のための使用料設定**

施設使用料の設定にあたっては、(1)及び(2)によるほか、行政目的の達成に向けて施設をより効果的に活用する視点や、政策的な要素を取り入れるものとします。

## 第2 使用料の算定について

### 1 使用料の算定方式

積算根拠を明確にするため、「原価」と施設の「性質別負担割合」に基づく算定方式とします。

施設を性質ごとに分類し、分類毎に定める利用者の負担割合を原価に乗じることで得た金額を施設使用料の目安とします。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{消費税}$$

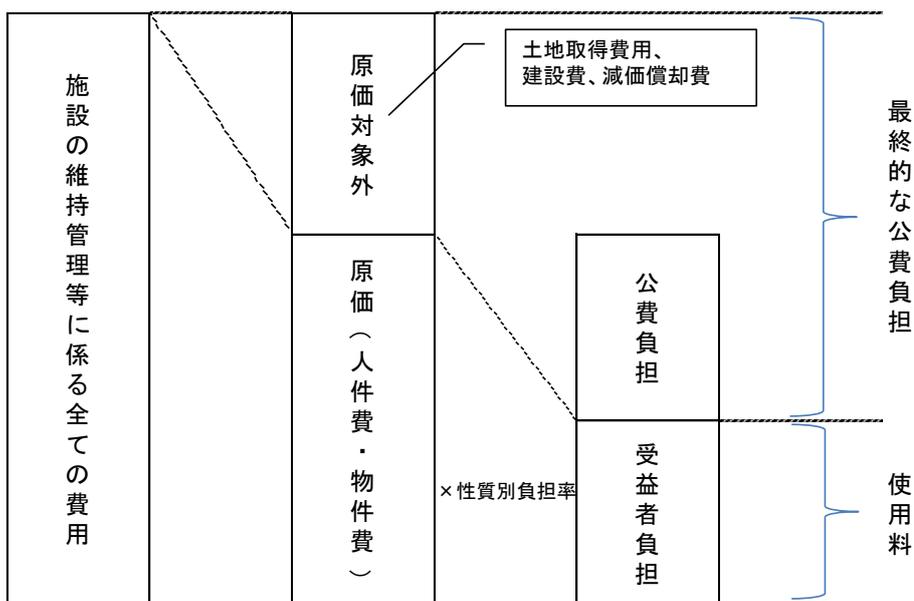
#### (1) 原価

施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費」を原価として算定します。

#### (2) 性質別負担割合

対象とする施設が「日常生活に不可欠か（必需的・選択的）」、「民間による提供が難しいか（非市場的・市場的）」といったサービスの性質（公共性の強弱）によって、受益者と町（公費）の負担割合を定めます。

【使用料算定の対象経費と受益者負担、公費負担の範囲】



## 2 サービスの提供に要する原価の算定

### (1) 原価に算定する費用

受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理費を受益者に負担いただくためには、使用料算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。

原価に算定する費用は、施設の維持管理等に直接要する「人件費」と「物件費」とします。

#### 「人件費」と「物件費」の内訳

区分	科目	説明	
人件費	報酬	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用	
	給与		
	職員手当等		
	公務災害補償		
	退職手当組合負担金等		
物件費	賃金		
	旅費		
	需用費	消耗品費	事務用品等の消費的な物品の取得、修理等に要する費用
		燃料費	
		光熱水費	
		修繕費	
	役務費	通信運搬費	郵便料や電話料等、施設が受けたサービスの対価として支出する費用。
		手数料	
		火災保険料	
	備品購入費	机や椅子といった長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用	
	委託料	施設の運営及び保守点検等の作業を外部委託する費用	
	使用料及び賃借料		
	その他	その他、サービス提供及び施設の維持管理に必要とする費用	

### (2) 原価に算定しない費用

ア 維持管理と関係のない他の事務・事業に要する費用

イ 土地代や減価償却に関する費用（各施設は町の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、これらはすべて町民に利用の機会を提供するための費用であると考えられるため、公費で負担する経費と

します。)

ウ その年度のみ一時的・臨時的に要した費用（災害による現場の復旧に要した費用等）

### (3) 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、決算の数値（実績値）を活用します。

固定的な費用で、算定年度以降に加除することが明らかな費用は反映します。（算定年度以降の人員削減や高額備品の購入が確定しており予算化されている等）

ただし、人件費については、次のとおり算定するものとします。

なお、1つの施設内に複数のサービスを有する複合施設については、原則サービス形態毎に分割して原価及び使用料を算定することとしますが、これにより難しい場合は、面積・利用時間・形態別の施設数等により按分する等、施設の実情に合わせ適切な方法で算定します。

「人件費」の算定方式

$$\text{人件費} = \text{人件費単価} \times \text{職員数}$$

#### ※ 人件費単価

実際に施設に配置された職員の給与・報酬等で計算すると、年齢や職位の構成により、同種の施設間や年度間で原価に差が生じるため、給与の平均額を用います。

#### ※ 職員数

職員数は通常のサービスの提供に従事するため配置された職員数とします。1人の職員が、施設の維持管理以外の業務にも従事する場合は、年間勤務時間に対する通常のサービスの提供に要した時間の割合で算定します。

## 3 施設の性質別分類と負担割合の設定

### (1) サービスの性質（公共性の強弱）による負担割合の設定

町は、町民ニーズを充足するため様々な施設を設置しサービスを提供しています。そうしたサービスの中には、公園や道路等のように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがあります。一方、体育施設や宿泊・保養施設等、特定の町民に便益を供したり、民間にも類似のサービスが存在したり

するものもあります。

使用料の設定に当たっては、こうした施設ごとのサービスについて、公共性が強いのか、市場性が強いのかといったサービスの性質に着目することが重要となります。そうした相違を考慮することなく、受益者に対し一律一様に費用負担を求めることは、かえって公平性・公正性を損なうこととなります。

そこで、より公平・公正な使用料額を算出するため、施設におけるサービスの性質（公共性の強弱）に着目し、性質別に施設を分類し、受益者と町（公費）の負担割合を設定します。

## (2) 性質別分類及び各領域の負担割合

サービスの性質は「必需性」と「市場性」の2つの視点により、9の領域に分類します。

必需性による分類「必需的か選択的か」（よこ軸）

区分	I	II	III
性質	・特定の町民が生活や余暇を充実するためなど、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設	・日常生活において、ほとんどの町民に必要とされる施設	
必要性の強弱			

市場性による分類「市場的か公共的か」（たて軸）

区分	性質	市場性の強弱
A	収益性が全くないか極めて低く、民間による提供が困難な施設（民間に同種・類似する施設がない）	
B	収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設	
C	相当の収益性があり、施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができ、民間による提供が期待できる施設（民間に同種・類似する施設がある）	

公共性 強

性質別負担割合（性質別分類によるマトリックス）

 非市場的  市場性  市場的	A	公 費 50 受 益 者 50	公 費 75 受 益 者 25	公 費 100 受 益 者 0
	B	公 費 25 受 益 者 75	公 費 50 受 益 者 50	公 費 75 受 益 者 25
	C	公 費 0 受 益 者 100	公 費 25 受 益 者 75	公 費 50 受 益 者 50
		I	II	III
 公共性 弱  選 択 的  必 需 性  必 需 的				

(3) 各施設における目的外利用の取り扱い

受益者の負担割合が100%以外の領域に分類される施設であっても、設置目的外の利用の場合は、受益者の負担割合が100%の領域に位置づけて取り扱うものとします。

3 施設の利用形態別による使用料算定方法

使用料の算定の基礎となる原価の明確化、受益者負担割合の設定等の考え方に基づき、会議室等の「貸館施設」、プール等の「個人利用施設」の2つに区分して算定を行います。

(1) 会議室・ホール等の貸出等の場合

..... 1室当たりの時間原価 × 受益者負担割合 × 消費税

- ①  $1 \text{ m}^2$ 当たりの年間原価＝施設全体の原価÷貸出面積の合計
- ※ 事務所及びトイレ等共有部分の維持管理等に要する費用についても、サービスを提供する上で必要な費用であり、原価として算定し、これらの部分の面積を除く貸出面積の合計で按分することにより使用料へ反映させるものとします。
- ②  $1 \text{ m}^2$ 当たりの時間原価  
 ＝①  $1 \text{ m}^2$ 当たりの年間原価÷（年間開館時間×稼働率）
- ③ 1室当たり時間原価  
 ＝②  $1 \text{ m}^2$ 当たりの時間原価×利用面積（室面積）
- ④ 1室当たりの時間使用料  
 ＝③ 1室当たり時間原価×性質別負担割合×消費税

(2) プール等の個人単位で使用料を徴収する施設の場合

・・・・・・・・1人当たりの原価×受益者負担割合×消費税

- ① 1人あたりの原価＝原価÷年間利用者数
- ② 1人当たりの使用料  
 ＝① 1人当たりの原価×受益者負担割合×消費税

4 使用料算定にあたってのその他の留意事項

(1) 類似（同一目的）施設の施設間調整について

使用料算定基準に基づき算定した使用料は、適切な使用料であるものの、使用料を最終決定するに当たっては、近隣市町及び町内類似（同一目的）施設との均衡を考慮し、当該施設の使用料を決定します。

(2) 定期的な使用料の改定について

町民ニーズや施設の維持管理等に要する費用等の変化を把握し、状況に応じて見直しを行うものとします。

ただし、指定管理制度導入施設等で特別な事情がある場合は、委託期間等を考慮して決定するものとします。

### (3) 端数の取り扱い

使用料の単価の設定については、町、利用者双方の手間の軽減のため、100円未満の端数を切り捨てる。

### (4) 激変緩和措置

使用料の改定がもたらす町民、町財政への影響に配慮し、現行の使用料より著しく高額になるときは、原則、現行使用料の1.5倍を改定上限とし、現行の使用料より著しく低額になるときは、原則、現行使用料の1/2を改定下限とします。

## 第3 減免の基準

### 1 「減額・免除」規定の概要

施設の使用料は、「受益者負担の原則」の観点から、利用者に等しく負担していただくことが原則ですが、減免制度は、結果として施設を利用しない者の税金がそこに使われることとなり、負担の公平性を損なう恐れがあるため、減免は慎重に適用する必要があります。

減免制度は、教育文化の振興、障害者等の社会的弱者への配慮といった政策的な特例措置であるため、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定することとし、減免制度を統一的な基準として次の基準を設けます。

### 2 施設使用料の減額率

利用者区分	減額率
障害者等	免除
高齢者（65歳以上）	5割減額
学生、幼児（就学前）	7.5割減額

※ 減額率は、利用者区分における利用者が3分の2以上を占める団体等に適用します。

実施主体等による区分	減額率
本町又は本町の執行機関が主催又は共催する事業等に使用する場合	免除

#### (1) 障害者等

文化、芸術活動や生涯学習の参加機会の促進、疾病予防、健康の保持・増進を図り、障害のある人の日常生活の充実に向けて支援を行うという観点から、障害者等の使用料を全額免除とします。

なお、障害者等の減免に、介護保険の要支援者・要介護者とその介助者の減

免を含めることとします。

○障害者等とは・・・

- ・身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・福井県知的障害者療育手帳交付要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者・介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者及び同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ・これらの者を介護又は介助する者（これらの者1人につき人につき1人に限る。）

## (2) 高齢者（65歳以上）

文化教育施設は、高齢者の健康保持及び増進を図る場であるとともに、高齢者のライフスタイルやニーズに応じた教養、文化活動の場、豊かな余暇の活動の場として利用されています。

また、スポーツ関連の各施設は、それぞれ体力向上や練習のために使用されています。

いずれの施設についても、個人の状況と目的に合わせた利用により、一定程度の受益が見込めると考えられることから全額免除とはせず、文化の醸成、健康維持増進、健全育成、福祉等の観点及び利用の促進を総合的に勘案し、5割の減額とします。

## (3) 学生（大学生、高校生、中学生、小学生）、幼児（就学前）

文化教育施設は、未来を担う子どもたちに、歴史、文化、芸術、科学、自然に親しむ機会を多く提供し、それらに対する興味や関心を持って、知識、理解を深めてもらうために利用されています。

また、スポーツ関連の各施設の利用について、それぞれ体力向上や練習のために使用されています。

いずれの施設も、個人の状況と目的に合わせた利用により、一定程度の受益が見込めると考えられることから全額免除とはせず、文化の醸成、健康維持増進、健全育成、福祉等の観点及び利用の促進を総合的に勘案し、7.5割の減額とします。

## (4) 本町又は本町の執行機関が主催又は共催する事業等に使用する場合

町が主催又は共催する事業の円滑な実施に向けて、また、事務処理の効率性を踏まえ免除とします。

共催は、町とともに主催団体となって、共同で一つの事業を運営する場合とし、各施設において、そのことを町の事業担当所属が作成した書類等にて確認することとします。

なお、町内小中、保育園、児童クラブ等が実施する事業に利用する場合、健全な育成や効果的な学習に向けて、各機関が教育的な目的をもって職員の引率により実施するものとして、当該減免項目に加えて免除とします。

また、町が施策事業を推進するため、特別に招集する場合も当該減免項目に加えて減免とします。

## 第4 その他の使用料の設定

- 1 パレア若狭生きがい施設（会議室（音楽スタジオ）、創作活動室（創作スタジオ）、多目的ホール、ギャラリー、ホワイエ、リハーサル室、音楽ホール）、多目的交流広場及びあじさいふれあい広場については、政策的観点からこの基準は適用しないこととします。
- 2 三方自然休養村農村広場、かみなか農村運動公園及び梅の里小学校の夜間照明設備の使用料は、この基準は適用しないこととします。
- 3 町が提供するサービスの恩恵は町民が優先して受けられるべきものであることから、施設の利用者のうち3分の2以上が町内在住者でない場合は、使用料を通常料金の1.5倍とします。
- 4 営利目的の使用は、通常料金の2倍とします。町外利用者の場合は、上記町外料金の2倍とします。
  - ※ 公民館は、営利目的の使用はできません。
  - ※ 興業目的での体育館の使用は、従来どおり10万円（終日の場合）とします。
- 5 地区公民館の使用料は、当該地区民が公民館活動の一環として利用する場合は、原則として無料とします。
- 6 指定管理者制度導入施設については、指定期間の終了に合わせて料金設定等を統一していきます。
- 7 町長が政策的に必要と認める場合に限り、全額免除又は半額免除とすることができるものとします。ただし、受益者負担の原則に基づき、限定的に取り扱うこととします。